

後期高齢者医療保険料額 決定通知書を発送します

平成29年度分の後期高齢者医療保険料額決定通知書（保険料納入通知書）を7月14日（金）に発送します。納付方法は通知書を確認のうえ、納期内納付にご協力をお願いします。

☎ 国保年金課高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085

■対象
○75歳以上の
○65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している人

特別徴収 (年金天引き)の人

年金の年額が18万円以上の人は原則、年6回特別徴収(年金天引き)になります。

4・6・8月分は、仮算定された保険料で特別徴収されますが、10・12・2月分は、確定年間保険料額から仮算定分の納付分を差し引いた額を3期に分けて特別徴収します。
※特別徴収の人でも、口座振替で納付することができます。

8月1日に一斉更新 後期高齢者医療被保険者証

7月中旬に、更新される保険者証を被保険者に簡易書留郵便で郵送します。保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは必ず連絡をしてください。

普通徴収 (個別納付)の人

年金の年額が18万円未満の人や、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える人は特別徴収の対象にはなりません。

同封の納付書で7月～翌年2月(計8期)まで、期限内に市指定の金融機関などで納付してください。
※納付には、口座振替が便利です。

10月から特別徴収 (年金天引き)になる人

通知書に添付されている普通徴収納付書で、7・8・9月の3期分を金融機関などで納付します。10・12・2月分は特別徴収になります。

その他

決定通知書で特別徴収の納付案内をした人でも、特別徴収にならない場合があります。特別徴収ができないときは、後日普通徴収の納付書を送付します。

保険料(年額)の 算出方法

後期高齢者医療制度では、原則として対象になる被保険者全員が保険料を納付します。また、保険料は、被保険者均等割額①と所得割額②の合計になります。

①均等割額：40,400円

②所得割額：基礎控除後の総所得金額×7・93%

※世帯の所得により軽減されるときがあります。必ず所得などの申告をしてください。

被保険者の所得に応じて負担する保険料で、所得から基礎控除33万円を差し引いた額に所得割率をかけて算出する保険料

保険料の軽減措置

均等割額の軽減

世帯の総所得金額によって、下表のとおり、均等割分の保険料が軽減されます。

所得割額の軽減

所得割を負担する人で、基礎控除(33万円)を差し引いた後の総所得金額などが58万円以下(年金収入で211万円以下)の被保険者は、所得割額が5割軽減されます。

▼被用者保険の被扶養者だった人の軽減
健康組合などの被保険者だった人は、保険料の所得割負担がなく、均等割額が7割軽減されます。

年金相談

市では、毎月1回、社会保険労務士による年金相談を行っています。厚生年金や国民年金の請求手続き、加入期間など、日頃年金に対して感じている不安や悩みを相談してみませんか。今回は次のとおり行います。

■日時 7月20日(木)
午前10時～正午
午後1時～3時

■場所
市役所本庁舎
1階会議室

☎ 国保年金課
高齢者医療年金班
☎ (93) 4085

介護保険料特別徴収額決定通知書・ 普通徴収納入通知書を発送します

今回の通知は、前年の所得額を基に決定した保険料額と徴収方法(特別徴収・普通徴収)のお知らせです。7月14日(金)に発送しますので通知が届きましたら、内容を確認のうえ納期内納付にご協力をお願いします。

☎ 高齢者福祉課介護保険班 ☎ (93) 4980

特別徴収(年金天引き) 対象

年金の年額が18万円以上の人は原則、年6回の特別徴収(年金天引き)になります。

前年度特別徴収の人と、今年度の仮徴収(4・6・8月)が特別徴収の人は、本徴収(10・12・2月)分も年金から特別徴収されます。

また、今年2月までに65歳になった人や市に転入した人で、現在普通徴収の人は10月からは特別徴収になります。

保険料額の平準化

特別徴収額決定通知書で、4・6月と8月の保険料額が異なる人は、平準化のため天引き額が変更になっています。平準化とは？
仮徴収額と本徴収額とで1回の納付額に大きな差が生じると、特別徴収後の年金額が年度の前半(4・6・8月)と後半(10・12・2月)で変わってしまいます。

このため、8月で増額・減額調整を行い、年間6回に分けて特別徴収される介護保険料をできるだけ均一にするものです。

■特別徴収の確定保険料
特別徴収の介護保険料は、年金振込通知書ではなく、市

の介護保険料額決定通知書に記載されている額が今年度の確定保険料になります。

普通徴収(個別納付) 対象

特別徴収の対象にならない人は普通徴収(個別納付)になります。

送付された納入通知書により、市指定の金融機関窓口などで納付してください。
※今年度から、納期が年6回から、年8回に変更になりますのでご注意ください。

※なお、納付には口座振替が便利です。

その他

次の人は保険料が変更になりますので、後日、保険料額変更通知書を送付します。
○被保険者の世帯で、期日より遅れて確定申告した人がいるとき
○年度の途中で他市町村へ転出したとき など

介護保険料は、サービス利用の有無にかかわらず、40歳以上の人は全員が納めなければならぬものです。介護が必要になったときに、安心してサービスを利用できる介護保険制度にご協力をお願いします。

国民健康保険税の ペイジー口座振替 受付サービス

ペイジー口座振替受付サービスを利用すると、キャッシュカードだけで口座振替の申込ができます。

印鑑は不要で、窓口の専用端末にキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力するだけで手続きができます。簡単な手続きで、毎月金融機関やコンビニなどへ納付に行く手間が省けます。ぜひご利用ください。

なお、この手続きができるのは「国民健康保険税」のみです。

取り扱い金融機関など詳しくは問い合わせください。
■手続き 7月3日(月)～
■受付時間 月～金曜日
午前8時30分～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

■場所 国保年金課窓口

■持ち物
取扱可能金融機関の
キャッシュカード

○免許証など本人確認ができるもの

■その他
○従来の口座振替依頼書での手続きよりも、開始期間が短縮できます。申込日によっては当月振替も可能です。

○従来の口座振替依頼書での手続きも引き続き受け付けています。
○登録は、口座名義人本人の手続きが必要です。

☎ 申込先

国保年金課国保税班
☎ (93) 4084